破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第４５８号
大阪府豊中市西緑丘１―４―36―104、住民票上の住所大阪府豊中市桜の町７丁目11番１―102号
破産者　佐野　雅彦
1　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
2　一般調査期日　平成26年５月27日午後１時30分
平成26年３月11日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８７８号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番57―503号、前住所大阪府豊中市北緑丘２丁目８番１―306号
破産者　末長　康明
1　破産債権の届出期間　平成26年４月16日まで
2　一般調査期日　平成26年５月19日午後３時30分
平成26年３月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２７号
奈良県橿原市山之坊町20番地６号、住民票上の住所奈良県桜井市大字箸中759番地の１
破産者　嶋岡　　弘
1　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
2　一般調査期日　平成26年５月20日午前10時
平成26年３月11日　　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３９１号
滋賀県甲賀市水口町泉15番地51
破産者　加地　邦敏
1　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
2　一般調査期日　平成26年５月９日午前10時
平成26年３月11日　　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９６号
岡山市北区田中176番地103ＭＩＹＡＫＥコーポＢ棟106号、旧住所岡山市北区津高台２丁目2026番地５
破産者　船橋　　徹
1　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
2　一般調査期日　平成26年６月20日午前11時
平成26年３月12日
岡山地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第４３８０号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号
破産者　グランモード株式会社
1　期日　平成26年５月13日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年３月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４６２号
大阪府豊中市本町６丁目13―25、開始決定時の住所大阪府豊中市柴原町１丁目３番25―506号
破産者　武内　博教
1　期日　平成26年５月13日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年３月11日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第２１号
宮崎県串間市大字串間333番地４、住民票上の住所宮崎県日南市大字東弁分甲1036番地１
破産者　川﨑　冬子
異議申述期間　平成26年５月12日まで
平成26年３月12日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
宮崎県延岡市北小路９番地１　コーポラス５番館501
破産者　松田　信一
異議申述期間　平成26年５月12日まで
平成26年３月12日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０１６号
東京都北区田端新町３丁目14番６号
清算株式会社　株式会社ジャパンシルバー
代表清算人　太田　祐司
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０１７号
東京都新宿区新宿６丁目27番28号
清算株式会社　トレンドライン株式会社
代表清算人　鈴木　規央
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１００３号
千葉市中央区東千葉２丁目８番14号
清算株式会社　株式会社シェリー
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２６年（ヒ）第１号
東京都立川市栄町６丁目１番地
清算株式会社　株式会社ＣＭフーズ
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（ヒ）第１００４号
福岡県大野城市仲畑１丁目６番１号
清算株式会社　株式会社ヤマト
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

監督命令取消

平成２５年（再）第６号
旭川市神居町上雨紛430番地
再生債務者　旭川リゾート開発株式会社
主文　平成25年10月15日にした監督命令を取り消す。
平成26年３月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再）第１２号
大阪市浪速区湊町２丁目２番10―3304号
再生債務者　株式会社アモール
主文　平成25年９月25日にした監督命令を取り消す。
平成26年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

管理命令

平成２５年（再）第１２号
大阪市浪速区湊町２丁目２番10―3304号
再生債務者　株式会社アモール
1　主文　管財人による管理を命ずる。
2　管財人　大阪市中央区北浜２丁目２番21号　北浜三泉ビル７階　弁護士法人第一法律事務所　弁護士　宮本　圭子
3　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成26年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第２号
石川県白山市村井町698番地１
再生債務者　石川中央交通株式会社
1　決議に付する計画案　平成25年12月24日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　再生債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成26年４月25日午後３時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年４月18日まで
5　議決権不統一行使の通知の期限　平成26年４月11日
平成26年３月10日　　金沢地方裁判所

平成２５年（再）第３号
石川県白山市村井町698番地１
再生債務者　石川中央物流株式会社
1　決議に付する計画案　平成25年12月24日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　再生債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成26年４月25日午後３時30分
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年４月18日まで
5　議決権不統一行使の通知の期限　平成26年４月11日
平成26年３月10日　　金沢地方裁判所